

国民健康保険税の 軽減措置を追加

6月市議会定例会は、6月12日から24日までの13日間の会期で開き、議案16件を審議しました。

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正など、主な内容をお知らせします。

6月定例会
議案

条例の制定・改正

●空き家等適正管理条例の制定
(第48号議案)

平成25年10月1日より蒲郡市内の民有地にある危険な空き家等の実態調査や所有者等に同意を得た上での緊急安全措置の実施、また勧告等の後に代執行が行えるよう空き家等の適正な管理に關して必要な事項を定めます。この条例により民有地にある空き家の倒壊や火災等の事故、犯罪等を未然に防止し、良好な生活環境の保全と安全で安心なま

ちづくりを推進します。

●総務委員会での主な質疑
問 総代や常会長から危険

な空き家の情報が多く報告されたとのことだが、どのくらいの件数か。

答 平成24年11月に調査を初めて行い、約80件の報告がありました。

問 緊急安全措置を行う際に、非常に切迫した状態だということに誰が判断するのか。

答 市役所の関係する各課によって検討委員会を立ち上げ、判断をしていきたいと考えています。

問 代執行については、誰が判断するのか。

答 昨年、市の土地に建てられている建物の危険度を判定するために、職員のみではなく弁護士や建築士を含んだ蒲郡市危険廃屋審査会が設置されています。そ

6月定例会の日程

- 12日 本会議
〔会期の決定、諸般の報告、議案説明、一般質問など〕
- 13日 本会議〔一般質問〕
- 14日 本会議〔一般質問〕
- 17日 総務委員会
- 18日 経済委員会
- 19日 文教委員会
- 24日 本会議
〔委員長報告、質疑、討論、採決など〕

●春日浦の一部地区の建築物の制限を変更
(第49号議案)

従来は漁港関連施設しか建築できなかった地区の制限を変更し、店舗・病院・公益施設等の生活利便施設が建築できるようになります。



火災や倒壊が懸念される空き家

●経済委員会での主な質疑
問 この地区の建築物の制限を変更した理由は。

答 漁港関連施設の建築に限定したままだと、土地利用が進まないと判断したことから、形原地区の活性化を期待し、事業用地としての

土地利用を図るためです。
問 変更の告示はいつ行われるのか。

答 手続きが整えば、平成25年6月末か7月上旬での告示を考えています。

●国民健康保険税の軽減措置を追加
(第51号議案)

地方税法の改正に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行してしま

った人のいる世帯に国民健康保険税の軽減措置が適用されるかどうか判断するための基準額等を算定する際、移行後5年目までは移行してしまった人がその世帯にいるものとして算定する措置を恒久的に行います。

その移行後5年目までは世帯別平等割額の2分の1を軽減していましたが、6年目から8年目までは4分の1が軽減されるようになります。

●文教委員会での主な質疑
問 今回の改正により特定

継続世帯となる世帯数は。答 平成24年度末に特定世帯であった1474世帯のうち432世帯です。